

○岡山県警察警備員検定実施要領の制定について（通達）

（平成19年3月27日 岡生企第252号警察本部長例規）

改正	平成19年9月岡生企第787号	平成24年7月岡務第550号
	平成28年3月29日岡監第137号	平成31年4月9日岡務第328号
	令和元年6月28日岡務第522号	令和元年8月30日岡生企第563号、岡生環 第135号、岡刑企第422号
	令和元年10月30日岡生企第687号	令和3年3月24日岡務第255号
	令和5年3月28日岡県広第117号	令和5年8月25日岡会第386号
	令和6年3月26日岡生企第172号	

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察警備員検定実施要領を定めたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、警備員等の検定に関する規則の解釈及び運用について（通達）（昭和61年12月22日岡防第896号例規）は、廃止する。

別添

岡山県警察警備員検定実施要領

第1 目的

この要領は、警備員又は警備員になろうとする者についての知識及び能力に関する検定の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 検定担当者

1 検定の円滑かつ効果的な運用を図るため、生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に検定担当者を置き、許認可事務を担当する警部以上の階級にある警察官をもって充てる。

2 検定担当者の業務は、次のとおりとする。

（1）学科試験及び実技試験（以下「学科試験等」という。）の実施時期、場所、回数等の決定に関すること。

- (2) 検定実施計画書の作成に関すること。
- (3) 学科試験等の問題の作成に関すること。
- (4) 学科試験等の実施の監督に関すること。
- (5) 検定の可否の判定に関すること。
- (6) 検定の受検資格に関すること。
- (7) 検定に関し、警察庁、中国四国管区警察局及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

第3 検定実施の判断

検定は、1年に1回、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条各号に掲げる警備業務の種別ごと及び級ごとに実施することとする。

第4 検定実施計画書の作成

検定を実施する場合は、事前に次の事項を記載した検定実施計画書を作成しなければならない。

- (1) 種別及び級
- (2) 受検予定人員
- (3) 実施予定期日及び場所
- (4) 実施予定当日における日程
- (5) 検定に従事する者の氏名
- (6) 使用する資機材

第5 検定の公示等

1 検定を実施する場合は、検定規則第7条の規定による公示を行うほか、岡山県警察ホームページの活用その他必要な方法により警備業者、警備員等に公示事項を広報すること。

2 公示事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 検定の種別及び級
- (2) 検定の実施日時及び場所
- (3) 検定の対象者
- (4) 検定申請の手続き

ア 提出書類

イ 提出先

ウ 提出期間

エ 提出の方法

- (5) 検定の手数料
- (6) 受検定員
- (7) 受検資格（１級の検定に限る）
- (8) 検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）の数が定員を超える場合
において受検を認める者の選択の方法
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他検定の実施に関し、必要な事項

第６ １級の受検資格

- １ １級の受検資格について、検定規則第８条第１号に規定する「当該警備業務に従事した期間が１年以上」とは、合格証明書の交付を受けた時点から継続して当該種別の警備業務に従事していることは要しないが、１年以上継続して当該種別の警備業務に従事した期間が必要であることに注意すること。
- ２ 検定規則第８条第２号に規定する１級の検定受検資格を有する者の認定（以下「資格認定」という。）は、次の要領により行う。
 - (1) 申請書類の提出先は、検定申請者の住所地又は検定申請者が属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。
 - (2) 資格認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）があったときは、警察署長は、その旨を生活安全企画課に報告するとともに、１級検定受検資格認定申請書（様式第１号）１通の提出を求めること。
 - (3) 認定基準及び認定に必要な添付書類については別表１のとおりとする。
 - (4) 認定申請者を１級の検定の受検資格を有するものと認定したときは、生活安全企画課において警備業務の種別ごとに１級検定受検資格認定書交付台帳（様式第４号）へ記載するとともに、生活安全企画課から１級検定受検資格認定書（様式第５号）を送付するので、送付を受けた警察署長は確実に認定申請者に交付すること。
 - (5) 認定申請者を１級の検定の受検資格を有するものと認定しないときは、１級検定受検資格不認定通知書（様式第６号）を送付するので、送付を受けた警察署長は確実に認定申請者に交付すること。
- ３ この資格認定は、１級の検定の受検資格を得るものであり、１級又は２級の検定に係る合格証明書を受けられるものではないことを認定申請者に教示すること。

第７ 検定申請書の受理

- 1 申請書類の提出先は、検定申請者の住所地又は検定申請者が属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。
- 2 検定申請書を受理する際は、記載漏れの有無、添付書類の適否等形式的要件について確認すること。
- 3 検定申請書を受理したときは、岡山県警察関係手数料徴収条例（平成12年岡山県条例第72号）に定める手数料を徴収するとともに、徴収額等が確認できるものを貼付させるものとする。
- 4 徴収した手数料は、申請者の都合により検定を受けなかった場合においても返還しないので、申請を受理する際にはその旨を申請者に教示すること。
- 5 検定申請書の受理番号については、申請書を受理した際に生活安全企画課へ連絡し、警備業務の区分及び級ごとに一連の統一番号を付すること。
- 6 1級の検定に係る検定申請書の受理に際しては、1級の検定の受検資格の有無を確認すること。

第8 検定試験の免除

法第23条第3項に規定される国家公安委員会の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習会の課程を修了した者については、当該講習会での警備業務の種別に係る学科試験及び実技試験の全部を免除する。

第9 受検票の交付

1 受検票交付台帳の作成

生活安全企画課においては、警察署から送付された受検申請書に基づき受検票及び受検票交付台帳（様式第7号）を作成すること。

- 2 警察署長は、生活安全企画課から送付された受検票を、速やかに検定申請者に交付するものとする。

第10 検定の実施

検定は、検定規則第6条の規定に基づき、次により行うこと。

1 学科試験及び実技試験の実施方法

- (1) 学科試験及び実技試験は、種別及び級の別ごとに実施する。
- (2) 学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準は、別表2のとおりとする。
- (3) 学科試験は、5枝択一式20問の筆記試験により行うものとし、その配点は、1問につき5点とし、100点満点とする。
- (4) 学科試験の試験時間は60分とし、途中退場は認めない。ただし、体調不良その他や

むを得ない事情があると認められる場合はこの限りでない。

(5) 学科試験の結果が合格の基準に達しなかった受検者には、実技試験を行わないこととする。

(6) 実技試験の途中において、受検者が合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかなときは、途中で中止することができるものとする。

2 合否の判定基準

学科試験及び実技試験の合格基準については、それぞれ90%以上の成績を取得した者を合格とする。

3 受検票の携帯

受検票を携帯しない者には、学科試験及び実技試験を認めないものとする。ただし、本人であることが確認できたときは受検させることができる。

4 遅刻者

遅刻した者に対しては、学科試験及び実技試験を認めないものとする。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合であって、遅刻した時間が学科試験及び実技試験の開始後20分以内であるときは、受検させることができる。

5 不正行為をした者の取扱い

(1) 学科試験及び実技試験の実施中に不正行為を発見したときは、当該不正行為を行った者については、以後の試験を受けさせない。この場合において、当該者についての得点は0点とする。

(2) 学科試験及び実技試験の終了後、受検者が不正行為を行ったことが判明したときは、当該不正行為を行った者の得点は0点とする。

6 試験問題用紙等の回収

(1) 問題用紙、解答用紙その他試験の実施に関して配布する書面で試験の内容に関するもの（以下「問題用紙等」という。）は、施錠のできるロッカー等へ確実に保管し、厳重に管理しなければならない。

(2) 試験で使用した問題用紙等は、試験の終了後に回収するものとし、回収した問題用紙については、裁断する等の方法により速やかにかつ確実に廃棄すること。

7 合格者の発表

学科試験及び実技試験の合否の発表は、それぞれの試験終了後、速やかに合格者の氏名及び受検番号を発表するものとする。

なお、採点した点数は、公表しないこと。

第11 成績証明書の交付

- 1 実技試験の合否発表後に、合格者に対して、その場所において成績証明書を交付する。
- 2 成績証明書を交付した場合には、生活安全企画課において成績証明書発行台帳（様式第8号）を作成すること。
- 3 成績証明書交付後の合格の取消し

偽りその他不正の手段により学科試験及び実技試験を受けた者に対しては、合格を取り消すものとする。この場合、取り消された者に対し、成績証明書不交付通知書（様式第9号）を交付し、交付した成績証明書を返納させるものとする。

第12 合格証明書の申請手続き

- 1 合格証明書の申請は、申請者の住所地又は検定申請者が属する営業所の所在地を管轄する警察署を申請書類の提出先とする。

なお、申請書の提出部数は検定申請と同様1通とする。

- 2 申請を受理する際には、記載漏れの有無、添付書類の適否等形式的要件について確認し、明らかに法第23条第5項において準用する第22条第4項の定める欠格事由に該当する場合は、申請者にその旨を説明して申請を取り下げるよう求めるものとする。ただし、合格証明書交付申請書の提出時において欠格事由に該当する場合でも、欠格事由の有無を調査する期間中に当該欠格事由が消失する場合には、欠格事由がないものとして取り扱うこと。
- 3 手数料については、検定申請の例による。

第13 合格証明書の交付

- 1 合格証明書交付申請を受理したときは、警察署長は法第23条第5項において準用する第22条第4項の定める欠格事由について所要の調査を行い、合格証明書の交付に関する意見を付して進達すること。
- 2 欠格事由に該当しない場合には、生活安全企画課において合格証明書発行台帳（様式第10号）を作成すること。
- 3 生活安全企画課から合格証明書を送付するので、合格証明書の送付を受けた警察署長は、速やかにこれを申請者に交付するものとする。

第14 合格証明書の再交付等

- 1 申請は当該合格証明書を交付した公安委員会に対して、合格証明書の交付申請を行った警察署を経由して行うこととする。
- 2 合格証明書の再交付を受けた者が、亡失した合格証明書を発見し、又は回復した場合には、当該発見し、又は回復した合格証明書はすみやかに公安委員会へ返納するよう指導す

るものとする。

3 合格証明書の書換えは、新たな合格証明書を作成して交付する方法による。

第15 標章等

- 1 検定に合格した者は、交付を受けている合格証明書に係る種別の警備業務に従事している間は、検定規則別記様式第10号に規定する標章（以下「検定標章」という。）を用いることができるものとする。ただし、合格証明書の交付を受けていない者又は合格証明書の交付を受けた者ではあるが現に交付を受けている合格証明書に係る種別の警備業務に従事していない者が、検定標章又はこれに似せて作ったものを用いた場合には、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条第15号に該当するので留意すること。
- 2 警察署長は、検定に合格していない者又は検定の合格者であるが、現に当該限定に係る種別の警備業務に従事していない者が、検定標章又はこれに似せて作ったものを用いている事実を認知した場合には、速やかに生活安全企画課へ報告し、警備業者等に対する行政処分等の処置について指示を受けること。

第16 文書の保存

文書の保存については次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
検定実施計画書	生活安全企画課	3年
1級検定受検資格認定申請書	生活安全企画課	5年
1級検定受検資格認定書交付台帳	生活安全企画課	長期
1級検定受検資格認定書の写し	生活安全企画課	5年
1級検定受検資格不認定通知書の写し	生活安全企画課	5年
検定試験解答用紙	生活安全企画課	3年
受検票交付台帳	生活安全企画課	1年
成績証明書不交付通知書の写し	生活安全企画課	3年
成績証明書発行台帳	生活安全企画課	長期
合格証明書発行台帳	生活安全企画課	長期

別表 1

	認定基準	添付書類
1	検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付	検定を受けようとする警備業務の種別に係る2級の検定に係る合格証明書の写し及

警備業務に関する基本的な事項	学 科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	日本における航空保安対策の概要	1	5	学 科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	10	
			空港保安警備業務の実施と基本的人権					空港保安警備業務の意義と重要性			
								警備業法第15条			
								警備員の使命と心構え			
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	空港保安警備業務検定1級合格者の役割				警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第21条、第22条、第23条）			
			1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係								
			部下指導上の留意点								
								礼式と基本動作			
法令に関すること。	学 科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を	警備業法（第12条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条）	12	10	学 科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有する	警備業法（第14条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条）	14	20	
			憲法（人権保障の意味、警備業務の実施					憲法（人権についての概略的知識）			

		有すること。	に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)					こと。				
			刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、暴行罪、傷害罪、威力業務妨害罪等)						刑法（正当防衛、緊急避難についての概略的知識)			

		刑事訴訟法 (現行犯逮捕 についての全 般的知識)				刑事訴訟法 (現行犯逮捕 についての概 略的知識)			
		警察官職務執 行法 (警察官 による避難等 の措置につい ての概略的知 識)				警察官職務執 行法 (警察官 による避難等 の措置につい ての概略的知 識)			
		遺失物法 (全 般についての 知識)				遺失物法 (拾 得者の措置等 についての概 略的知識)			
	航空法、航 空機の強 取等の処 罰に關す る法律、外 交關係に 關するウ ィーン条 約その他	航空法 (全般 についての知 識)			航空法、航 空機の強 取等の処 罰に關す る法律、外 交關係に 關するウ ィーン条 約その他	航空法 (爆発 物等の輸送禁 止についての 概略的知識)			
	空港保安 警備業務 の實施に 必要な法 令に關す る高度に 専門的な 知識を有	航空機の強奪 等の処罰に關 する法律 (全 般についての 知識)			航空機の強奪 等の処罰に關 する法律 (概 略的知識)				
		銃砲刀劍類所 持等取締法 (全般につい ての知識)			空港保安 警備業務 の實施に 必要な法 令に關す る専門的 な知識を 有するこ	銃砲刀劍類所 持等取締法 (銃砲刀劍類 等についての 概略的知識)			
		外交關係に關 するウィーン 条約 (全般に				外交關係に關 するウィーン 条約 (概略的			

		すること。 ついての知識) 国際民間航空条約その他の条約及び国土交通省告示、指針 消防法（全般についての知識) 爆発物取締罰則					と。	知識)			
乗客等の接遇に関するすること。	学	乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	特別旅客接遇要領 トラブル等防止と発生時の対応	5	25	学	乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	接遇の基本	2	10	
		英語に関する高度に専門的な知識を有すること。	保安検査実施上必要な英会話				英語に関する専門的な知識を有すること。	保安検査実施上必要な英会話			
	実技	乗客等の接遇を行う高度に専門的な	トラブル発生時の処理要領 		5	実技	乗客等の接遇を行う専門的な能力を	保安検査に対する協力依頼 言葉使い及び接遇態度			5

		能力を有すること。					有すること。	検査終了後の謝辞			
		英会話を 行う高度 に専門的 な能力を 有すること。	業務全般に必要な英会話		5		英会話を 行う専門 的な能力 を有する こと。	保安検査実施 上必要な英会 話		5	
手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関するこ	学 科	金属探知機、エックス線透視装置その他の手荷物等検査に用いられる機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。	固定式金属探知機の電磁力線発生 の原理 エックス線透視手荷物検査装置（以下「X—RAY」という。）のエックス線発生 の原理 携帯用金属探知機（以下「HMD」という。）の電磁力線発生 の原理 爆発物自動検査装置の作動原理 液体物検査装置の作動原理	7	35	学 科	手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する専門的な知識を有すること。	固定式金属探知器の構造及び機能 携帯用金属探知器（以下「HMD」という。）の構造及び機能 X—RAYの構造、機能及び安全性 爆発物自動検査装置（以下「EDS」という。）の構造及び機能 液体物検査装置の構造及び	5	25	

						機能			
学 科	手荷物等 検査用機 械器具を 調整する ため必要 な事項に 関する高 度に専門 的な知識 を有する こと。	固定式金属探 知機の感度確 認方法		学 科	手荷物等 検査用機 械器具を 調整する ため必要 な事項に 関する専 門的な知 識を有す ること。	HMDの感度 調整方法			
実 技	手荷物等 検査用機 械器具を 調整する 高度に専 門的な能 力を有す ること。	固定式金属探 知器の機能確 認の実施		5 実 技	手荷物等 検査用機 械器具を 調整する 高度に専 門的な能 力を有す ること。	HMDの感度 調整方法		5	
学 科	手荷物等 検査用機 械器具を 操作する ために必 要な事項 に関する 高度に専 門的な知 識を有す ること。	案内担当者の 留意事項		学 科	手荷物等 検査用機 械器具を 操作する ため必要 な事項に 関する専 門的な知 識を有す ること。	HMDの操作 方法			
		モニター担当 者の留意事項							
		仕分担当者の 留意事項							

	実技	手荷物等 検査用機 械器具を 操作する 高度に専 門的な能 力を有す ること。	隠ぺい物件等 発見のための 携帯用金属探 知機の操作要 領	5	実技	手荷物等 検査用機 械器具を 操作する 専門的な 能力を有 すること。	HMDの操作 要領			10
	学科	手荷物等 検査用機 械器具の 故障及び 不調の原 因並びに その対策 に関する 高度に専 門的な知 識を有す ること。	固定式金属探 知機、X—RAY 等の故障の原 因の解明及び 措置要領		学科	手荷物等 検査用機 械器具の 故障及び 不調の原 因並びに その対策 に関する 専門的な 知識を有 すること。	携帯式金属探 知器の異常点 灯及びアラー ム不良の対策			
			手荷物等検査 用機械器具の 維持管理要領				X—RAYの映 像不良及び警 報スイッチ不 良の対策			
			故障及び不調 の場合にとる べき措置							
	実技	手荷物等 検査用機 械器具を 点検し、故 障を発見 する高度 に専門的 な能力を 有すること。	X—RAYの性 能確認の実施	5	実技	手荷物等 検査用機 械器具を 点検し、故 障を発見 する専門 的な能力 を有する こと。	HMDの外観 及び警報ラン プの点滅等に よる点検			5
	学	その他手	開披担当者の		学	その他手	案内担当者の			

	科	荷物等検査により、 航空の危険を生じさせるお それのある物件を 発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	留意事項 接触検査担当者の留意事項 航空の危険を生じさせるおそれのある物件が重なり合うなどの複雑な場合におけるエックス線透視装置による判別要領				
	実技	その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	X—RAYのモニター映像等による判別要領 接触検査での凶器が隠ぺいされている場合の発見要領 開披検査での				
	25 実技	その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	心構え及び検査手順 モニター担当者の心構え及び検査手順 仕分け担当者の心構え及び検査手順 開披検査担当者の心構え及び検査手順 接触検査担当者の心構え及び検査手順			30	
	10	その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	HMDによる 接触検査での航空の危険を生じさせるおそれのある物件の発見要領			10	
	10	その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	開披検査による			10	

		ち込まれることを防止する高度に専門的な能力を有すること。	凶器が隠ぺいされている場合の発見要領				ち込まれることを防止する専門的な能力を有すること。	る航空の危険を生じさせるおそれのある物件の発見要領			
空港に関すること。	学科	空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。 警察署、地方出入国在留管理局の出張所、税関支署その他の関係行 警察の責務 空港保安委員会の設置の目的と構成機関	飛行場の設置者及び管理者 管理規程 空港管理規則 航空運送代理店の業務 航空運送取扱業者の業務	1	5	学科	空港の施設及び管理に関する専門的な知識を有すること。 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する専門的な知識を有すること。 警察署、地方出入国在留管理局の出張所、税関支署その他の関係行	飛行場の種類及び種別 飛行場の施設 航空運送事業者の業務 運送約款 空港警察の業務 税関の業務 入国管理の業務	2	10	

		保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。										
航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	通報連絡の指揮要領	3	15	学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡の重要性 警察機関等への連絡の系統 警察機関等への連絡要領	5	25		

	実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	各種事案発生時における通報の実施	5	実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	警察機関等への連絡要領	5
	学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件	避難誘導の指揮要領 爆発物等処理要領の指導方法		学科	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件	避難誘導の意義及び基本的事項 爆発物等処理要領	

		の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。				の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。						
	実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力を有す	凶器等所持者の警察官への引継ぎの実施		5	実技	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う専門的な能力を有すること。	航空の危険を生じさせるおそれのある物件の処理要領			5	

		に専門的な知識を有すること。					専門的な知識を有すること。				
	実技	その他応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	心肺蘇生用模擬人体模型等による負傷者等の応急措置要領			5	実技	その他応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	心肺蘇生用模擬人体模型等による負傷者等の意識確認要領		5

施設警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点の基準

科目	試	1級					試	2級				
(警備員等の検定等に関する規則)	試験区分	判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題数	学	実	試験区分	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	学	実
					科配点	技配点					科配点	技配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	施設警備業務の形態	3	15		学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	10	
			施設警備業務の実施と基本的人権					施設警備業務の意義と重要性				
								施設警備業務の意義と重要性				
								警備業法第15条				
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な	施設警備業務検定1級合格者の役割	警備員の資質の向上に関する専門的な知識を	警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第21条、第22条、第23							
			1級検定合格者と警備員指		要（第21条、第22条、第23							

		知識を有すること。	導教育責任者との関係				有すること。	条)			
			部下指導上の留意点								
								礼式と基本動作			
法令に関すること。	学 科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法（第13条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条）	13	15	学 科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法（第14条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条）	14	20	
			憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定					憲法（人権についての概略的知識）			

[illegible]

						要領			
						物の出入管理 要領			
						車両の出入管 理要領			
						出入管理によ る不審物件の 発見要領			
実 技	出入管理 を行う高 度に専門 的な能力 を有する こと。	携帯型金属探 知機による隠 匿物件の発見 要領 エックス線透 視装置による 不審物件の判 別	15	実 技	出入管理 を行う専 門的な能 力を有す ること。	手荷物開披検 査及び携帯用 金属探知機を 使用した出入 管理要領		20	
学 科	巡回の方 法に関す る高度に 専門的な 知識を有 すること。	重要施設にお ける巡回実施 要領 不審な物件又 は不審者発見 の着眼点		学 科	巡回の方 法に関す る専門的 な知識を 有するこ と。	巡回の目的と 重要性 巡回における 着眼点及び留 意点			
実 技	巡回を行 う高度に 専門的な 能力を有 すること。	重要施設にお ける巡回実施 要領 不審な物件又 は不審者発見 の着眼点	15	実 技	巡回を行 う専門的 な能力を 有するこ と。	ビデオ映像等 による巡回実 施上の着眼点 及び留意事項		20	
学 科	携帯用無 線装置、金 属探知機、	総合管理シス テムの機能及 び使用方法		学 科	施設警備 業務用機 器に關す	携帯用無線装 置の機能と操 作要領			

		侵入検知装置、遠隔監視装置 その他施設警備業務を実施するために使用する機器（以下「施設警備業務用機器」という。）に関する高度に専門的な知識を有すること。	非常用放送設備の機能及び使用方法			る専門的な知識を有すること。	重要施設警備業務用機器の種類と管理方法 火災の基礎知識 消防用設備の基礎知識 消火器の機能及び使用方法 屋内消火栓の基礎知識 非常放送設備の基礎知識 携帯用金属探知機の機能と使用方法 自動火災報知設備の構成と管理方法		
	実技	施設警備業務用機器を操作する高度に専門的な能力を有すること。	総合管理システムの機能及び使用方法 非常用放送設備の機能及び使用方法	15	実技	施設警備業務用機器を操作する専門的な能力を有すること。	自動火災報知機の操作要領	15	
	学科	施設警備業務用機器の故障	総合管理システム、非常用放送設備の誤		学科	施設警備業務用機器の故障	施設警備業務用機器の故障又は不調の場		

		又は不調の場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識を有すること。	作動の原因の 解明				又は不調の場合にとるべき措置に関する専門的な知識を有すること。	合に取るべき措置			
	実技	施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	総合管理システムの機器の部分遮断、自動システムの 手動切替え		5	実技	施設警備業務用機器の故障又は不調の場合にとるべき措置を行う専門的な能力を有すること。	自動火災報知設備の故障又は不調の原因 解明		5	
施設警備業務の管理に関すること。	学科	警備業務対象施設の構造、周囲の状況その他施設警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的	事前調査の意義と重要性 事前調査実施上の留意事項	1	5						

[illegible]

		の構造、周囲の状況 その他施設警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務を能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	の作成要領 (警備員の配置計画等)								
警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する高度に専門的な知識を有すること。	脅迫電話(爆破予告)等の対処要領 爆発物発見時の措置 不審物件を発見した場合の立入制限区域の設定	7	35	学科	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する専門的な知識を有すること。	不審者又は不審物を発見した場合の措置 脅迫電話を受けた場合の措置	8	40	
	実	不審者又は	爆発物発見時		10	実	不審者又は	不審者又は不			10

	技	は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	の措置要領 不審物件を発見した場合の立入制限区域の設定		技	は不審な物件を発見した場合にとるべき措置を行う専門的な能力を有すること。	審な物件を発見した場合の措置要領			
	学 科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	事故の発生後の指揮命令 警察関係機関等への追加連絡要領		学 科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡要領			
	実 技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行	警察関係機関等への追加連絡要領		10 実 技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行	警察機関等への連絡要領			10

[illegible]

	科	故の発生 時におけ る応急の 措置を行 うため必 要な事項 に関する 高度に専 門的な知 識を有す ること。	様と適切な対 応 火災発生時の 対処要領（屋 内消火栓の使 用要領、消防 隊への引継 ぎ）			科	故の発生 時におけ る応急の 措置を行 うため必 要な事項 に関する 専門的な 知識を有 すること。	対処要領 事故等の発生 時における心 構え 現場保存の意 義及び実施上 の留意点 警察官への引 継ぎ			
	実 技	その他事 故の発生 時におけ る応急の 措置を行 う高度に 専門的な 能力を有 すること。	屋内消火栓の 使用方法	5	実 技	その他事 故の発生 時におけ る応急の 措置を行 う専門的 な能力を 有するこ と。	火災発生時に おける自動火 災報知設備に よる館内放送 要領			5	

交通誘導警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点の基準

科目	試	１級					試	２級				
（警備員 等の検定 等に関する規則）	験 区 分	判定の基 準	１級試験実施 基準における 出題範囲	出 題 数	学 科 配 点	実 技 配 点	験 区 分	判定の基 準	２級試験実施 基準における 出題範囲	出 題 数	学 科 配 点	実 技 配 点
警備業務	学	警備業務		2	10		学	警備業務	警備業務の意	2	10	

に関する 基本的な 事項	科	実施の基 本原則に 関する高 度に専門 的な知識 を有する こと。		5	25	科	実施の基 本原則に 関する専 門的な知 識を有す ること。	義と重要性				
			交通誘導警備 業務の形態					交通誘導警備 業務の意義と 重要性				
			交通誘導警備 業務の実施と 基本的人権					警備業法第15 条				
		警備員の 資質の向 上に関す る高度に 専門的な 知識を有 すること。					警備員の 資質の向 上に関す る専門的 な知識を 有するこ と。	警備員の使命 と心構え				
			交通誘導警備 業務検定1級 合格者の役割					警備員の指導 及び教育に関 する制度の概 要（第21条、 第22条、第23 条）				
			1級検定合格 者と警備員指 導教育責任者 との関係									
法令に関 すること。	学 科	法その他 警備業務 の実施の 適正を確 保するた め必要な 法令に関 する高度 に専門的 な知識を 有するこ	部下指導上の 留意点			学 科	法その他 警備業務 の実施の 適正を確 保するた め必要な 法令に関 する専門 的な知識 を有する こと。	礼式と基本動 作				
法令に関 すること。	学 科	法その他 警備業務 の実施の 適正を確 保するた め必要な 法令に関 する高度 に専門的 な知識を 有するこ	警備業法（全 般についての 知識）	5	25	学 科	法その他 警備業務 の実施の 適正を確 保するた め必要な 法令に関 する専門 的な知識 を有する こと。	警備業法（第14 条、第2条、第 3条、第4条、 第14条、第16 条、第17条、 第18条）	14	20		
			憲法（人権保 障の意味、警 備業務の実施 に当たって留 意すべき権利					憲法（人権に ついての概略 的知識）				

[illegible]

			警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての知識）						警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての知識）			
			遺失物法（一般についての知識）						遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識）			
		道路交通法その他交通誘導警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	道路交通法（第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条のほか、緊急自動車の要件等についての知識）					道路交通法その他交通誘導警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	道路交通法（第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条）			
車両等の	学	さく、赤色	交通誘導業務	4	20		学	交通誘導	交通誘導警備	8	40	

誘導に関する こと。	科	灯その他の 交通誘 導業務を 実施する ために使 用する各 種資機材 (以下「交 通誘導警 備業務用 資機材」と いう。)の 機能、使用 方法及び 管理方法 に関する 高度に専 門的な知 識を有す ること。	用資機材の管 理方法			科	警備業務 用資機材 の機能、使 用方法及 び管理方 法に關す る専門的 な知識を 有するこ と。	業務用資機材 の種類、機能 及び使用方法 交通誘導警備 業務用資機材 の点検及び整 備			
	実 技	交通誘導 警備業務 用資機材 を使用し て人又は 車両の誘 導を行う 高度に専 門的な能 力を有す ること。	交通誘導現場 に応じた交通 誘導用資機材 の選定 交通誘導現場 に応じた交通 誘導用資機材 の配置 交通誘導現場 に応じた警備 員の配置		20	実 技	交通誘導 警備業務 用資機材 を使用し て人又は 車両の誘 導を行う 専門的な 能力を有 すること。	小旗を使用し た徐行、停止、 進行及び幅寄 せの誘導 誘導灯を使用 した徐行、停 止、進行及び 幅寄せの誘導 大旗を使用し た徐行、停止、 進行及び幅寄		20	

					せの誘導		
					その他交通誘導警備業務用資機材の使用 方法		
学 科	人又は車両に対する合図の方法その他の人又は車両の誘導を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	交差点付近における交通誘導要領	学 科	人又は車両に対する合図の方法その他の人又は車両の誘導を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	合図実施上の留意点		
		交互通行における交通誘導要領			合図の種類と基本動作		
		緊急車両等接近通過時の留意点			合図実施のための位置の選定		
		拡声器による交通誘導要領			合図実施中における受傷事故の防止		
		交通誘導現場の指揮要領			工事現場の出入口、対面通行等における交通誘導		
実 技	人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車	交互通行規制に従事する警備員に対する指揮要領	20 実 技	人又は車両に対する合図その他の方法により、人又は車	合図実施のための位置の選定		30
		交互通行規制での工事車両			警笛及び素手の合図による		

[illegible]

		情を勘案して、交通誘導警備業務を能率的かつ安全に実施し、及び当該業務を実施することが交通の妨害とならないようにするため必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。									
工事現場 その他人 又は車両 の通行に 危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する 警察機関等への追加連絡要領 第三者への依頼による警察機関等への連絡要領	7	35	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する	警察機関等への連絡の重要性 警察機関等への連絡要領	6	30		

における 応急の措 置に関す ること。		高度に専 門的な知 識を有す ること。				専門的な 知識を有 すること。					
	実 技	事故の発 生時にお ける警察 機関その 他の関係 機関への 連絡を行 う高度に 専門的な 能力を有 すること。	警察機関等へ の追加連絡要 領		10	実 技	事故の発 生時にお ける警察 機関その 他の関係 機関への 連絡を行 う専門的 な能力を 有するこ と。	警察機関等へ の連絡要領		20	
	学 科	事故の発 生時にお ける負傷 者の救護 及び道路 における 危険の防 止のため の措置を 行うため 必要な事 項に関す る高度に 専門的な 知識を有 すること。	負傷者観察上 の着眼点と応 急手当実施上 の留意点			学 科	事故の発 生時にお ける負傷 者の救護 及び道路 における 危険の防 止のため の措置を 行うため 必要な事 項に関す る専門的 な知識を 有するこ と。	救急法の意義 と重要性			
			事故の現場に おける迂回路 等への交通誘 導要領					負傷者等の搬 送要領及び応 急手当の概要			
								交通誘導資機 材を使用した 道路における 危険防止措置 要領			

		な能力を有すること。				を有すること。						
	学 科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	群集心理の態様と適切な対応 拡声器による広報要領			学 科	その他事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	消火器の機能及び使用方法 避難誘導の意義及び基本的事項 現場保存の意義及び実施上の留意点 警察官への引き継ぎ 事故の発生時における二次災害の防止要領				
	実 技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	拡声器による避難誘導要領		10	実 技	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	交通事故の発生時における二次災害の防止要領			10	

核燃料物質等危険物運搬警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目	試	１級	試	２級
----	---	----	---	----

（警備員等の検定等に関する規則）	試験区分	判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点	試験区分	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。		2	10		学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	10	
			核燃料物質等危険物運搬警備業務の形態						核燃料物質等危険物運搬警備業務の意義と重要性			
			核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施と基本的人権						警備業法第15条			
									警備員の使命と心構え			
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	核燃料物質等危険物運搬警備業務検定1級合格者の役割					警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第21条、第22条、第23条）			
			1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係									
			部下指導上の留意事項									
									礼式と基本動作			
法令に關すること。	学科	法その他警備業務	警備業法（全般についての	4	20		学科	法その他警備業務	警備業法（第14条、第2条、第	14	20	

		の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	知識)					の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条)				
			憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)						憲法（人権についての概略的知識)				
			刑法（罪刑法						刑法（正当防				

		定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、窃盗罪、強盗罪等)				衛、緊急避難についての概略的知識)			
		刑事訴訟法 (現行犯逮捕についての一般的知識)				刑事訴訟法 (現行犯逮捕についての概略的知識)			
		警察官職務執行法 (警察官による避難等の措置についての一般的知識)				警察官職務執行法 (警察官による避難等の措置についての概略的知識)			
		遺失物法 (全般についての知識)				遺失物法 (拾得者の措置等についての概略的知識)			
	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (運搬届出等についての一般的知識)			核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (運搬届出等についての概略的知識)			
		道路運送車両法 (点検等についての一般的知識)				道路運送車両法 (放射性物質等を積載する車両についての概略的知識)			

		務の実施				務の実施	識)				
		に必要な	原子力基本法			に必要な	道路交通法				
		法令に関	(全般につい			法令に関	(交通規制に				
		する高度	ての知識)			する専門	についての概略				
		に専門的				的な知識	的知識)				
		な知識を	放射性同位元			を有する	原子力基本法				
		有すること。	素等の規制に			こと。	(概略的知				
			関する法律				識)				
			(運搬届出等								
			についての一								
			般的知識)								
			化学兵器の禁				放射性同位元				
			止及び特定物				素等の規制に				
			質の規制等に				関する法律				
			関する法律				(運搬届出等				
			(運搬届出等				についての概				
			についての一				略的知識)				
			般的知識)								
			細菌兵器(生				化学兵器の禁				
			物兵器)及び				止及び特定物				
			毒素兵器の開				質の規制等に				
			発、生産及び				関する法律				
			貯蔵の禁止並				(運搬届出等				
			びに廃棄に関				についての一				
			する条約等の				般的知識)				
			実施に関する								
			法律(全般に								
			についての知								
			識)								
			消防法(火災				細菌兵器(生				
			発見者の通報				物兵器)及び				

			義務等についての知識)					毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（全般についての知識)			
			電波法（運用全般についての一般的知識)								
核燃料物質等危険物に関すること。	学 科	核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	放射線による被爆の態様	1	5	学 科	核燃料物質等危険物の性質に関する専門的な知識を有すること。	放射線の基本的な知識と放射線防護の原則	2	10	
			放射線の影響と許容量					原子の構造とウラン核分裂の仕組み			
			化学兵器及び毒性物質の性質					核燃料物資等危険物に関する基本的知識			
			原子炉の種類と仕組等原子力の基礎的知識					化学兵器及び毒性物質に関する基本的知識			
			プルトニウム、MOX燃料、高濃縮ウラン燃料等の性質								
		核燃料物質等危険物の運搬	スケルチ回路、受信メリットその他車				核燃料物質等危険物の運搬	車両の構造と各部の機能			

		度に専門的な能力を有すること。					専門的な能力を有すること。						
	学科	車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬経路の把握と維持			学科	車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	各警備業務用車両の役割及び各車両内における警備員の役割分担					
			トンネルの安全通過要領					的確な車間距離と車線の変更要領					
								隊列離脱時の報告					
								安全走行に必要な情報					
								駐車場所における車両の誘導方法					
	学科	運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	警察官に停車を命ぜられた場合の対応			学科	運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	特異な情報の発見方法					
			各警備用車両間の無線通信要領					駐車場所及び運航中における警戒要領					
			積載車両の緊急停止時における措置要領										
(車両に	実	運搬中に	警備用車両間	(5)	(25	実	運搬中に	VTR映像等に	(4)	(20	20		

よる伴走及び周囲の見張りに関すること。)	技	おける周囲の見張りを行う高度に専門的な能力を有すること。	の無線通信要領	)	技	おける周囲の見張りを行う専門的な能力を有すること。	よる駐車場所及び運行中における警戒要領	)		
			警察官に停車を命ぜられた場合の対応							
	学	運搬中に	計画が変更された場合の措置及び指令業務担当者への無線連絡		学	運搬中に	定所連絡及び			
	科	において、当該警備業務の実施に関し指令業務を行う者その他の関係者（以下「指令業務担当者等」という。）への連絡を行うために必要な事項に関する高度に			科	において、指令業務担当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	定時連絡の意義と連絡系統			
							定所連絡及び定時連絡の要領			

		専門的な知識を有すること。										
	実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	計画が変更された場合の措置及び指令業務担当者への無線連絡			10	実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力を有すること。	定所連絡及び定時連絡の要領			10
核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。	学科	核燃料物質等危険物の運搬の経路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情に関する事前調査を的確	事前調査の意義と重要性 運搬経路の事前調査実施上の留意点 調査日時選定上の留意点	2	10							

		状況その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な事情を勘案して、当該業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。									
核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	学科	サーベイメーター、フィルムバッジ、ポケット線量計その他の放射線量の測定に使用する機械器具（以下「放射線	GMサーベイメーターの管理方法	6	30	学科	放射線量測定用機械器具の構造、機能、操作方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	放射線量測定用機械器具の種類と原理 ガラスバッジの構造、機能、操作方法及び管理方法 GMサーベイメーターの構造、機能及び操作方法	7	35	

	材その他の事故の発生時における放射線障害等の災害を防止するために使用する資機材（以下「放射線障害等防止用資機材」という。）の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	ける資機材の活用及び配置要領 資機材の管理方法			用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	方法 消火器の機能、使用方法及び管理方法 拡声器の機能、使用方法及び管理方法 警戒区域設定上の留意事項			
実技	放射線障害等防止用資機材の点検を行う高度に専門的な能力を有すること。	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及び配置要領		10 実技	放射線障害等防止用資機材の点検を行う専門的な能力を有すること。	消火器の点検要領			10

		専門的な能力を有すること。				な能力を有すること。				
学 科	護身用具の使用 方法その他の護 身の方法に関 する高度に専 門的な知識を 有すること。	警戒棒の管 理、応用操作 及び取扱いの 適否 警戒杖の管 理、応用操作 及び取扱いの 適否 非金属製の楯 の管理及び取 扱いの適否 徒手の護身術 (応用)		学 科	護身用具の使用 方法その他の護 身の方法に関 する専門的な 知識を有する こと。	警戒棒の取扱 い 警戒杖の取扱 い 非金属製の楯 の取扱い 徒手の護身術 (基本)				
実 技	護身用具の使用 方法その他の護 身の方法に関 する高度に専 門的な能力を 有すること。	警戒棒及び警 戒杖の応用操 作要領 徒手の護身術 (応用)		5 実 技	護身用具の使用 方法その他の護 身の方法に関 する専門的な 能力を有する こと。	警戒棒及び警 戒杖の基本操 作要領 徒手の護身術 (基本)			10	
学 科	その他事 故の発生時 における応急 の措置を行	負傷者観察上 の着眼点と応 急手当の要領 立入制限区域 の広報要領		学 科	その他事 故の発生時 における応急 の措置を行	救急法の意義 と重要性 負傷者等の応 急手当の概要				

		うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	群集心理の態様と適切な対応				うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	避難誘導の意義及び基本的事項 現場保存の意義及び実施上の留意点 警察官への引継ぎ			
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	拡声器による立入制限区域等の広報要領		5	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	拡声器による避難誘導要領			10

貴重品運搬警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目	試験区分	１級					試験区分	２級				
（警備員等の検定等に関する規則）		判定の基準	１級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点		判定の基準	２級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識	貴重品運搬警備業務の形態	2	10		学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有す	警備業務の意義と重要性	2	10	
			貴重品運搬警備業務の実施と基本的人権						貴重品運搬警備業務の意義と重要性			
									警備業法第15			

		を有すること。					ること。	条			
								警備員の使命と心構え			
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品運搬警備業務検定1級合格者の役割				警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第21条、第22条、第23条）			
			1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係								
			部下指導上の留意点								
								礼式と基本動作			
法令に関すること。	学 科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法（第14条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条） 憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権	14	20	学 科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法（第14条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条） 憲法（人権についての概略的知識）	14	20	

[illegible]

			ての一般的知識)					ての概略的知識)			
			遺失物法（全 般についての 知識)					遺失物法（拾 得者の措置等 についての概 略的知識)			
		道路交通 法その他 貴重品運 搬警備業 務の実施 に必要な 法令に関 する高度 に専門的 な知識を 有すること。	道路交通法 （交通規制に ついての一般 的知識)				道路交通 法その他 貴重品運 搬警備業 務の実施 に必要な 法令に関 する専門 的な知識 を有する こと。	道路交通法 （交通規制に ついての概略 的知識)			
			道路運送車両 法（日常点検 についての一 般的知識)								
			電波法（運用 についての一 般的知識)								
貴重品運 搬警備業 務を実施 するため に使用す る車両（以 下「貴重品 運搬警備 業務用車 両」とい う。）並び に車両に よる伴走	学 科	貴重品運 搬警備業 務用車両 の装置及 び操作方 法に關す る高度に 専門的な 知識を有 すること。	貴重品運搬警 備業務用車両 の警報装置及 び警報送信機 の操作方法 警報装置及び 警報送信機の 構造、機能及 び操作方法	6	30	学 科	貴重品運 搬警備業 務用車両 の装置及 び操作方 法に關す る専門的 な知識を 有するこ と。	貴重品運搬警 備業務用車両 の構造、機能 及び操作方 法 貴重品運搬警 備業務用車両 装備品の名 称、その機能 及び操作方法 車載用無線機 及び携帯用無 線機の構造、	6	30	

及び周囲 の見張り に関する こと。						機能及び操作 方法		
	実 技	貴重品運 搬警備業 務用車両 の点検及 び修理を 行う高度 に専門的 な能力を 有すること。	警報装置及び 警報送信機の 操作要領	5	実 技	貴重品運 搬警備業 務用車両 の点検及 び修理を 行う専門 的な能力 を有する こと。	車載用無線機 の点検要領	10
	学 科	貴重品運 搬警備業 務用車両 の故障及 び不調の 原因並び にその対 策に関する高度に 専門的な 知識を有 すること。	走行中の異常 の発見方法 貴重品運搬警 備業務用車両 が故障した場 合の応急措置 要領 警報装置の非 常ボタン、警 報セットスイ ッチ等での点 検要領 警報送信機の 点検要領		学 科	貴重品運 搬警備業 務用車両 の故障及 び不調の 原因並び にその対 策に関する専門的 な知識を 有すること。	運行前の車両 の点検 車両のタイ ヤ、ヒューズ、 ライト等の交 換 車載用無線機 の点検 携帯用無線機 の点検	
	実 技	貴重品運 搬警備業 務用車両 を操作す る高度に	警報装置の非 常ボタン、警 報セットスイ ッチ等での点 検要領	10	実 技	貴重品運 搬警備業 務用車両 を操作す る専門的	車載用無線機 のスケルチ、 ハンドマイク 等点検要領	5

		専門的な能力を有すること。	警報送信機の点検要領			な能力を有すること。				
	学科	車両による伴走を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬経路の把握と維持		学科	車両による伴走を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	伴走の方法と警備業務用車両の役割			
			トンネルの安全通過管理				的確な車間距離による伴走			
							車列離脱時の報告			
							安全走行に必要な情報			
							駐車場所における車両の誘導要領			
	学科	運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	警察官に停止を命ぜられた場合の周囲の警戒要領		学科	運搬中における周囲の見張りを行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	特異な情報の発見方法			
							駐車場所及び運行中における警戒要領			
	実技	運搬中における周囲の見張り	VTR映像等による警察官に停止を命ぜら		10 実技	運搬中における周囲の見張り	ビデオ映像等による駐車場所及び運行中			20

		りを行う 高度に専門的な能力を有すること。	れた場合の周囲の警戒要領			りを行う 専門的な能力を有すること。	における警戒要領			
学科		運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りをを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	車両の停止位置の選定の方法 周辺の検索要領と警戒位置の選定方法	学科		運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りをを行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	貴重品積卸し時の警戒要領 貴重品携行時の警戒要領 貴重品引渡し時の注意事項 貴重品受領時の注意事項			
実技		運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りをを行う高度に専門的な能力を有すること。	車両の停止位置の選定の方法 周辺の検索要領と警戒位置の選定方法 同乗する他の警備員に対する警戒指揮要領	20 実技		運搬に係る貴重品の積卸しに際して周囲の見張りをを行う専門的な能力を有すること。	貴重品積卸し時の警戒要領 貴重品携行時の警戒要領 貴重品引き渡し時の警戒要領		25	
学科		運搬中における指令業務担	運行計画を変更する場合の指示事項	学科		運搬中における指令業務担	定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統			

		当者等への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	積卸しの現場等貴重品運搬警備業務用車両の到着の報告を受けた場合の確認及び指示すべき事項				当者等への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	定所連絡及び定時連絡の要領			
			襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の把握すべき事項								
			襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の指令指示事項								
	実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の把握すべき事項	10	実技	運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力を有すること。	定所連絡及び定時連絡の要領			10	
			襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の指令指示事項								
貴重品運搬警備業務の管理	学科	貴重品の運搬の経路に係る	事前調査の意義と重要性	2	10						
			運搬経路の事								

		的な知識 を有する こと。										
	実 技	貴重品の 運搬の経 路に係る 道路の構 造、道路に おける交 通の状況 その他貴 重品運搬 警備業務 の実施に 必要な事 情を勘案 して、当該 業務の能 率的かつ 安全な実 施に必要 な業務の 管理を行 う高度に 専門的な 能力を有 すること。	警備計画書又 は警備指令書 の作成要領			20						
運搬中の 現金、貴金 属、有価証 券等の貴	学 科	事故の発 生時に ける警察 機関その	基地局等への 連絡要領	6	30		学 科	事故の発 生時に ける警察 機関その	警察機関等へ の連絡の重要 性	8	40	
			指令業務を行						警察機関等へ			

重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。		他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	う者からの警察機関等への連絡要領			他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	の連絡の系統			
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	指令業務を行うう者からの警察機関等への連絡要領		10	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	警察機関等への連絡要領		10
	学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否の判断			学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	警戒棒の取扱い		
			警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否					警戒杖の取扱い		
			非金属製の楯の管理及び取					非金属製の楯の取扱い		

							態別措置要領			
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮要領			10	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	三角巾を使用した止血要領	10
									負傷者の搬送要領	

雑踏警備業務検定（１級・２級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目	試	1級					試	2級							
(警備員等の検定等に関する規則)	試験区分	判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点	試験区分	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点			
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。		2	10		学科	警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性	2	10				
			雑踏警備業務の形態					雑踏警備業務の意義と重要性							
			雑踏警備業務の実施と基本的人権					警備業法第15条							
								警備員の使命と心構え							
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な	雑踏警備業務検定1級合格者の役割				警備員の資質の向上に関する専門的な知識を	警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第21条、第22条、第23							
			1級検定合格者と警備員指												

		知識を有すること。	導教育責任者との関係				有すること。	条)			
			部下指導上の留意点					礼式と基本動作			
法令に関すること。	学 科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法（第15条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第21条） 憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、	15	25	学 科	法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	警備業法（第14条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条） 憲法（人権についての概略的知識）	14	20	

[illegible]

		業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条、第77条のほか、緊急自動車の要件等についての知識)					業務の必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条、第77条)			
			軽犯罪法（一般についての知識）						軽犯罪法（概略的知識）			
			民法（損害賠償）									
雑踏の整理に関すること。	学科	ロープその他の雑踏警備業務を実施するため使用する各種資機材（以下	祭礼、花火大会等行事の態様別の警備実施要領	5	25	学科	雑踏警備業務用資機材の使用方法に関する専門的な知識を有すること。	祭礼、花火大会等行事の態様別の警備形態の特徴	6	30		
			群集の整列を行う判断					規制広報の重要性及び実施上の留意事項				
			群集密度と歩					群集の整列の				

		「雑踏警備業務用資機材」という。)の使用方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	行速度 群集動線の決定要素 群集の誘導、停止及び分断の方法 群集圧力の抑制の方法 緊急の場合の動線の確保				方法			
	実技	雑踏警備業務用資機材を使用して雑踏の整理を行う高度に専門的な能力を有すること。	群衆密度の変化に応じた群衆動線の切替え 群衆密度の変化に応じた規制の方法 ロープ等を使用した緊急時の規制の方法	20	実技	雑踏警備業務用資機材を使用して雑踏の整理を行う専門的な能力を有すること。	緊急時の人による群集の規制要領 群集の整列の実施要領			35
	学科	人の誘導その他の雑踏の整理を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有する	群集心理の理論と過去の事故事例		学科	人の誘導その他の雑踏の整理を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	群集の性格と群集心理の特性			

[illegible]

		門的な知識を有すること。										
	実技	雑踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交通の状況その他の事情を勘案して、雑踏警備業務の効率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警備計画書又は警備指令書の作成要領（警備員の配置計画等）			40						
人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への	緊急連絡の方法と連絡要領 警備本部への追加連絡要領	7	35	学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への	事故発生時の把握すべき事項 警備本部への連絡要領	8	40		

合における応急の措置に関すること。		連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。			連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。				
	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。	警備本部への追加連絡要領	10	実技	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。	警備本部への連絡要領		10
	学科	事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	死傷者多数の事故を想定した模擬訓練実施方法 不測の事態の場合の警備員の配置転換の判断 折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領		学科	事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	事故発生時の二次災害防止要領 幼児等要保護者の対応要領 負傷者の搬送要領		

	実技	事故の発生時における負傷者の救護を行う高度に専門的な能力を有すること。	折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領		10	実技	事故の発生時における負傷者の救護を行う専門的な能力を有すること。	三角巾使用の止血要領		10
	学科	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否				護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	負傷者の搬送要領		
	実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	徒手の護身術（応用）					警戒棒の取扱い		
	学科	その他事故の発生	事故発生時の指揮及び警備					徒手の護身術（基本）		
	実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	警戒棒の応用操作		10	実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。	警戒棒の基本操作要領		10
	学科	その他事故の発生	事故発生時の指揮及び警備				護身用具の使用法その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。	徒手の護身術（基本）		
	実技	護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。	徒手の護身術（応用）					警戒棒の取扱い		
	学科	その他事故の発生	事故発生時の指揮及び警備					徒手の護身術（基本）		

		時における応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	員の統制要領 パニックを起こさせない誘導広報要領 不測の事態による規制を行う場合の広報要領			時における応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。				
	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。	不測の事態による規制を行う場合の広報要領 規制を行う場合の迂回路の選定要領		10	実技	その他事故の発生時における応急の措置を行う専門的な能力を有すること。	緊急車両の誘導路確保のための広報要領 不法又は会場管理規程等に違反する行為を認めた場合の禁止広報要領		35